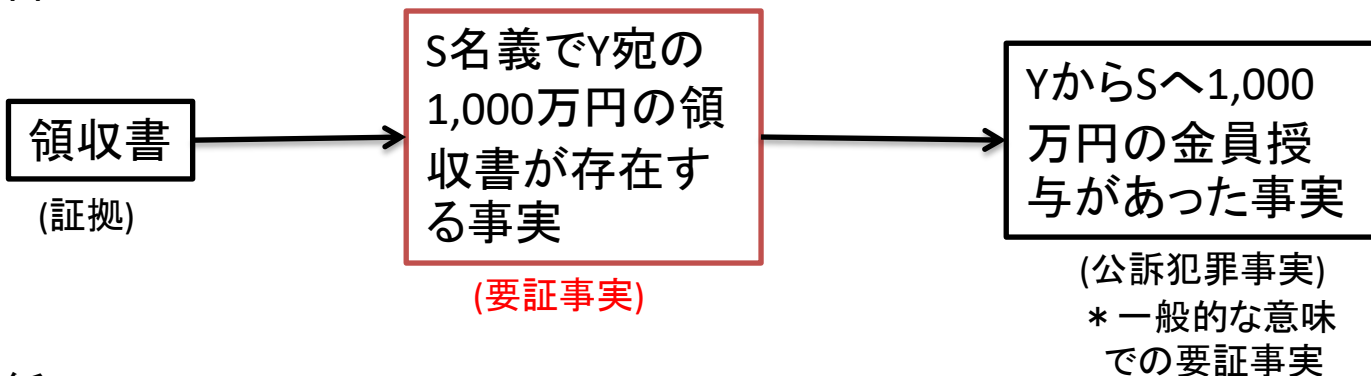
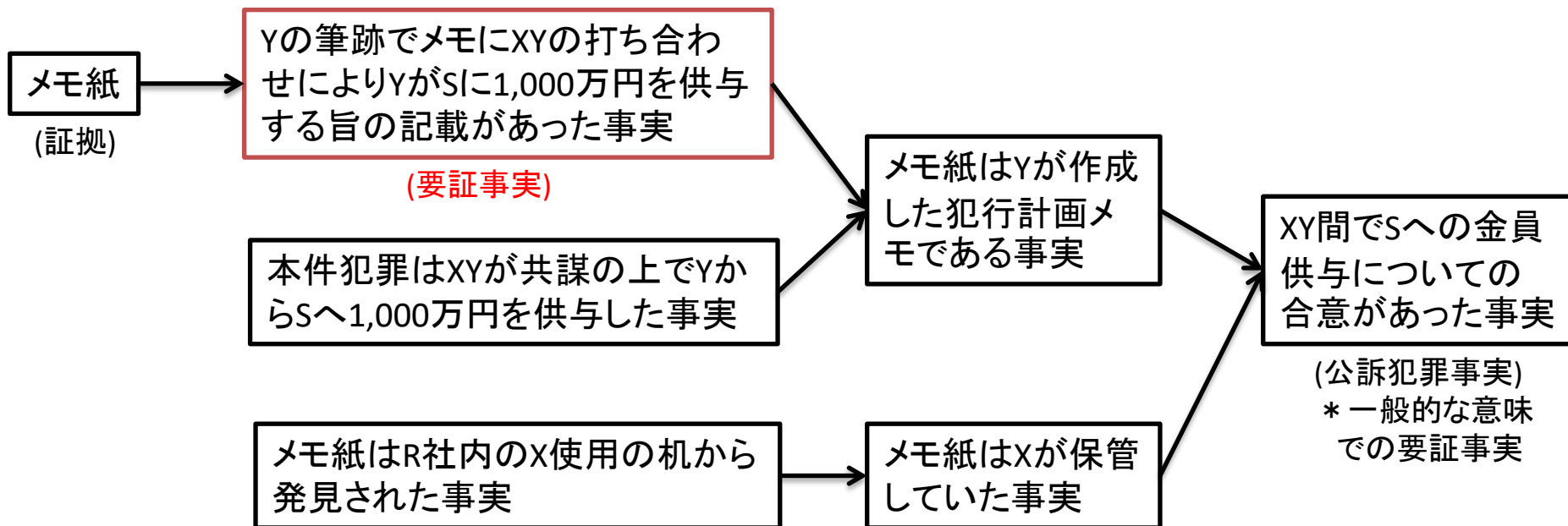


# 設問24 伝聞法則(2)

## ①領収書



## ②メモ紙



## 2.4 伝聞法則(2)

### 1 本件領収書

- (1) 本件領収書は「公判期日における供述に代え」た「書面」(320条1項)であるところ、伝聞証拠として法律的関連性を欠き、証拠能力が認められないのではないか。

伝聞法則の趣旨は、供述証拠は知覚・記憶・表現・叙述の過程に誤りが入り込むおそれがあるところ、これを反対尋問等によってチェックする機会を確保する点にある。そうすると、形式的に320条1項に該当するとしても、かかる誤りをチェックする必要がない場合は伝聞証拠とみる必要はない。そこで、伝聞証拠とは、公判廷外供述を内容とする供述証拠のうち、その供述内容の真実性が問題となるものと解する。それは要証事実との関係で相関的に決せられる。

- (2) 本件においてこれを検討する。本件領収書はS名義でY個人宛の額面1,000万円の領収書である。この本件領収書の存在する事実と本件領収書がYに交付された事実より、本件領収書に記載されている通りYからSへ1,000万円相当の金員授受があった事実を推認することができる。そうだとすれば、本件領収書から立証される要証事実「領収書の存在と記載内容自体」であるといえ、本件領収書の内容の真実性は問題とならない。

したがって、本件領収書は非伝聞であり、証拠能力は認められる。

- (3) よって、裁判所は本件領収書を証拠として採用することができる。

### 2 本件メモ紙

- (1) 本件メモ紙は「公判期日における供述に代え」た「書面」(320条1項)であるところ、伝聞証拠として法律的関連性を欠き、証拠能力が認められないのではないか。

伝聞証拠とは上記のように、公判廷外供述を内容とする供述証拠のうち、その供述内容の真実性が問題となるものと解する。

- (2) 本件メモ紙は、Yの筆跡で「XとYの打合せの結果、YがR社の裏金から総会屋対策としてSに現金1,000万円を供与し」と記載されている。これは実際の犯行と合致する。そうだとすれば、本件メモ紙は実際の犯行と合致する犯行計画メモといえ、その犯行計画メモがXの支配領域内であるR社総務部長室のX使用の机から発見された事実より、XY間で共謀があった事実を推認することができる。そうだとすれば、本件メモ紙から立証される要証事実

は「メモの存在と記載内容自体」である。そのため、本件メモ紙の内容の真実性は問題とならない。

したがって、本件メモ紙は非伝聞であり、証拠能力は認められる。

(3) よって、裁判所は本件メモ紙を証拠として採用することができる。

以上